

公示番号： 160587

国 名： タンザニア

担当部署： 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名： コメ振興支援計画プロジェクト（ジェンダー）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： ジェンダー
- (2) 格 付： 3号
- (3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2016年10月中旬から2016年12月中旬まで
- (2) 業務 M/M： 国内0.40M/M、現地0.70M/M、合計1.10M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地調査期間 整理期間
5日 21日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月7日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月20日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	ジェンダーに係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、緊急時の周辺国への出国に備えてイエローカードの持参を強く奨励する。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追い付かず、消費量の7～8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トン(粳換算)を2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その一連の支援の流れの中で2007年～2012年には、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Center: KATC)」の機能強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を農業研修所で実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF)研修局とザンジバル農業天然資源畜産水産省(Ministry of Agriculture, Natural Resources, Livestock and Fisheries: MANRLF)をカウンターパート機関、MALF研修局の6研修所(Ministry of Agriculture Training Institute: MATI、及びKATC)及びMANRLFのキジンバニ農業研修所(Kizinbani Agricultural Training Institute: KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定で「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス2)を実施している。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野(普及/モニタリング・稲作技術・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング・収穫後処理)を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計7名～16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ(TG)メンバー」と称される。ジェンダーTGは、KATC及び5ヶ所のMATIとKATIから、それぞれ2名ずつ選出されている(計14名)。

ジェンダー分野に関しては、これまで2013年3月、9月、2014年11月、2015年12月に運営指導及び短期専門家派遣が実施され、(1)ジェンダーTG(GTG)年次会合開催への支援、(2)5カ年ジェンダー行動計画及び年次毎のジェンダー行動計画作成に対するGTGへの指導、(3)GTGに対するジェンダー視点に立ったバリュー・チェーンに関する研修の実施、(4)GTGに対するジェンダー視点に立ったプロジェクト形成・モニタリング・評価手法に関する能力強化研修の実施、(5)GTGに対するジェンダー研修教材(含む視聴覚教材)開発への指導、(6)ジェンダー課題別研修に関するOJTの実施、(7)灌漑稲作研修におけるジェンダー主流化の徹底、(8)天水・低湿地稲作におけるジェンダー課題と、技術を普及させるための研修手法において必要なジェンダー視点の整理、(9)灌漑地区組織運営改善におけるジェンダー課

題と、それらの研修において必要なジェンダー視点の整理、(10)ジェンダー研修ガイドラインの改定支援、等々の協力が行われてきた。

これらの活動の結果、(1)プロジェクト関係者のジェンダーについての認識の促進、(2)プロジェクトが関係する灌漑稲作に関する研修（一般研修及び課題別研修）のジェンダー主流化の促進、(3)ジェンダー分野の活動に関する人材の育成（カウンターパートの育成、GTGの制度化及び活動強化）、(4)研修教材・マテリアルの整備、といった成果が蓄積されてきている。

以上を踏まえ、本コンサルタントにタンライス2のジェンダー分野において取り組むことが期待されるのは以下の項目である。(1)GTGの研修実施能力や研修成果のモニタリング・評価能力等の更なる強化、(2)ジェンダー課題別研修へのバリュー・チェーンに関する内容の取り込みの可能性の検討、(3)ジェンダーベースライン調査による量的な成果指標に加え、ジェンダー課題別研修の成果を図る質的な「指標」として「ジェンダー・インパクトに関する事例」を調査・分析、(4)ケニア国「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」とGTGによって実施予定の技術交換プログラムの実施支援。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、当該プロジェクト専門家やGTGメンバー、及び11月7日～12日にジェンダー分野の技術交換の目的で当該プロジェクト訪問を予定している（6日間/場所:KATC）ケニア国「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」専門家と協力し、円滑な協力の実施を行う。

具体的担当事項は次の通りとする。

- (1) 国内準備期間（2016年10月下旬）
 - 1) タンライス2の全体的な協力状況及びジェンダー主流化アプローチに関わる関連資料の収集・整理・分析を行う。
 - 2) 上記1)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書（英文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。
- (2) 現地派遣期間（2016年10月下旬～11月中旬）
 - 1) MALF研修局及びJICAタンザニア事務所に業務実施計画書を提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
 - 2) 以下①～⑤の活動を含めたTGワークショップをKATCにて開催し、GTGメンバーの能力強化を行う。
 - ① GTGのジェンダー課題別研修（SMT）実施能力の強化
 - (ア) 2016年9月から10月にかけてGTGメンバーが各担当地域において実施予定のジェンダーSMTの結果や教訓の共有を行い、今後の改善に向けた検討を行う。
 - (イ) タンライス2より実施機関となったMATI-Mtwara、MATI-Tumbiや新たに加わったGTGメンバーがジェンダーSMTをより効果的に実施できるよう、研修実施能力向上のための支援を行う。
 - (ウ) ジェンダーSMTにおいて研修参加者が作成するアクションプランのモニタリング方法の妥当性の検討と、必要であれば改善案を検討する。
 - (エ) ジェンダー視点に立ったバリュー・チェーンについて、講義及び参加型の演習を行う。なお、2014年11月に派遣されたジェンダー分野運営指導調査団により当該分野の初級の講義・演習が実施されたが、本短期専門家はその内容をレビューするとともに、さらに深化した内容の講義・演習を行う。
 - ② タンライス2でジェンダーSMT実施済みの灌漑地区において、ジェンダーSMT受講者にインタビューを行い、ジェンダー・インパクトについて情報

収集し、それに基づく事例分析をまとめる。また、今後、GTGメンバーが各担当地域において独自に同様の事例調査を実施するための簡易なガイドライン及びフォーマットを開発し提示する。さらに、今回の調査で抽出されたインパクトや変化（Good cases/Lessons learned）が、2018年に予定されている当該プロジェクトの終了時評価においてジェンダー分野の活動を評価するための質的「指標」になり得るか検討する。

- ③ ケニア国「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」との技術交換実施（4日間）において、ケニア側参加者とGTGが効果的・円滑な情報・技術交換ができるようにプログラムを策定する。また技術交換実施中はファシリテーターとしてGTGメンバーを支援する。

- 3) 上記2)の①～③を踏まえ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、MALF 研修局及びJICAタンザニア事務所に提出・報告を行う。

- (3) 帰国後整理期間（2016年11月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書

英文4部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関）

- (2) 現地業務結果報告書

英文4部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関）

- (3) 専門家業務完了報告書

和文2部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ（CD、写真データ等を含む）も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

- (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>)

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

- 1) 現地業務日程

現地派遣期間は2016年10月27日～11月16日を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・チーフアドバイザー
- ・稲栽培技術
- ・水管理/農民組織
- ・稲作普及/モニタリング
- ・業務調整

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
農業畜産水産省内およびKATC内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供
(インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)

(3) その他

1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に就労許可証(Work Permit: WP)と在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)を入国前に取得するため、本業務実施契約(単独型)締結後速やかに、英文履歴書、パスポートコピー、最終学歴の卒業証明書(英文)等必要書類を提出する必要がある。

(JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きについてお知らせします。)

必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照のこと。

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20160721.pdf)

3) 安全管理

タンザニア国内での作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください

4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上